

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由(平成一四年三月二二日・衆議院外務委員会)

○川口国務大臣 ただいま議題となりました二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、一括御説明いたします。

……………(略)……………

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在東チモール日本国大使館の新設を行うことであります。

改正の第二は、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部の新設を行うことであります。

改正の第三は、インドにおけるカルカタ市の市名変更に伴い、総領事館の名称及び位置の地名をカルカタからコルカタに変更することです。

改正の第四は、為替相場の変動等を踏まえ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等の改定を行うことであります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定については、平成十四年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成一四年三月二六日)

○吉田公一君 ただいま議題となりました両案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、

第一に、在東チモール日本国大使館及び国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、

第二に、地名変更に伴い、在カルカタ日本国総領事館の名称及び位置の地名をカルカタからコルカタに改めること、

第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の支給額を改定すること
を内容とするものであります。

以上両案は、去る三月二十日に外務委員会に付託され、二十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十六日に質疑を行い、これを終了し、まず、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について討論を行った後、採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年三月二六日）

激変する国際社会にあって、わが国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不祥事、不適切な資金の流れ、政治家と官僚との不適正な関係、閉鎖的な組織など、極めて根本的な問題を抱えており、国民への説明責任も十分に果たしているとは言えない。外務省の人事面、組織面、会計面、意識面、政治家との関係などについて、一層抜本的な改善策を早急に実施することが、公正で透明な行政組織としての信頼を回復する上で不可欠である。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、外務省においては、日本外交の適切かつ効果的な展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。
- 二、わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講じること。
- 三、現下の厳しい国内情況に鑑み、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。
- 四、在外公館が扱う報償費などの諸経費について、支出基準・決裁手続きなどを見直し、厳格かつ適正な支出が図られるよう具体的措置をとること。
- 五、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。
- 六、項目二および四に関しては、公認会計士などの中立・公正な立場で専門知識を持った第三者の参加を得た査察を実施すること。
- 七、以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会の要請に応じて、随時報告を行なうこと。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一四年三月二九日）

○武見敬三君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、在外公館名称位置・給与法の一部を改正する法律案は、在東チモール日本国大使館及びユネスコ日本政府代表部の新設、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の改定等について定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、愛知万博の実施態勢、市民参加に配慮した博覧会の実施、ユネスコ代表部設置の背景、在勤基本手当の基準額設定の考え方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より、二千五年日本国際博覧会政府代表設置臨時措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二千五年日本国際博覧会政府代表設置臨時措置法案は多数をもって、在外公館名称位置・給与法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、在外公館名称位置・給与法の一部を改正する法律案に対し、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織、制度の改革、予算の効率性、透明性を高めるための具体的措置等に関する七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年三月二八日）

激変する国際社会にあって、我が国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不祥事、不適切な資金の流れ、政治家と官僚との不適正な関係、閉鎖的な組織など、極めて根本的な問題を抱えており、国民への説明責任も十分に果たしているとはいえない。外務省の人事面、組織面、会計面、意識面、政治家との関係などについて、一層抜本的な改善策を早急に実施することが、公正で透明な行政組織としての信頼を回復する上で不可欠である。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、外務省においては、日本外交の適切かつ効果的な展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

二、我が国の深刻な財政事情及び民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講じること。

三、現下の厳しい国内状況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当及び諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水

準・内容となるよう努めること。

四、在外公館が扱う報償費などの諸経費について、支出基準・決裁手続などを見直し、厳格かつ適正な支出が図られるよう具体的措置を講じること。

五、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

六、項目二及び四に関しては、公認会計士などの中立・公正な立場で専門知識を持った第三者の参加を得た査察を実施すること。

七、以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会の要請に応じて、随時報告を行うこと。

右決議する。